

住民サービス向上のために

町内5カ所で、Wi-Fiが利用できます。

地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金(国庫補助金)を活用し、千頭駅前広場など町内5カ所にWi-Fiアクセスポイントを整備しました。

平時については利用者からの申請書(本人確認必要)を受け、パスワードを発行します。端末(スマホ、タブレット等)からアクセスし、パスワードを入力することで利用ができ、利用期間は原則2日間です。災害時はWi-Fiを利用できる端末でフリーアクセス可能です。

1. 施設整備箇所、平時利用パスワード発行窓口

	施設整備場所	パスワード発行窓口	申請書受付時間
1	千頭駅前広場	まちづくり観光協会	開館時 午前8時15分～午後5時
2	役場本庁舎(1階、2階)	企画課 広報情報室	開庁時 午前8時15分～午後5時
3	総合支所(1階、2階)	総合支所 管理室	開庁時 午前8時15分～午後5時
4	文化会館ロビー	文化会館受付	開館時(詳しくは受付でお問合せください。)
5	B&G海洋センター(1階、2階)	B&G海洋センター受付	開館時(詳しくは受付でお問合せください。)

2. 平時利用の流れ

- ・パスワード発行窓口で申請書を記入(本人確認必要)
↓
- ・パスワードシートを受領、アクセスし利用する。
利用期間は原則2日間です。

3. その他

- ・パスワードは利用期間中、整備箇所内で利用できます。
- ・パスワード発行窓口が閉庁時、休館日はパスワードの発行はできませんのでご了承ください。

【問】 企画課・広報情報室 ☎(56)2221

●ご利用上の注意事項

無線区間(端末からアクセスポイントまでの区間)の通信内容が傍受されないように、安全対策として無線区間の暗号化を行っておりますが、念のためIDやパスワード、クレジットカード番号等、他人に知られると悪用される恐れのある情報を入力しないでください。その旨、御理解いただき、「Wi-Fi利用申請書」の裏面記載事項に同意した上で、利用者自身の責任においてWi-Fi(公衆無線LAN)サービスを御利用いただくよう、よろしく申し上げます。



用語説明

Wi-Fi(ワイファイ) … Wireless Fidelityの略。電波でデータの送受信を行う構内通信網である無線LAN(LAN:Local Area Network)のことです。電波を使って情報をやり取りするため、ケーブルを気にすることなくインターネットが利用できます。

国民健康保険からのお知らせ

8月1日から高齢受給者証が『藤色』に変わります!!

川根本町の国民健康保険に加入している70歳から74歳の被保険者には「高齢受給者証」が交付されていますが、8月1日から高齢受給者証が『藤色』に変わります。

既に、該当する方には郵送させていただいておりますのでご確認いただき、「高齢受給者証」に記載された住所、氏名、生年月日、一部負担金の割合などをご確認ください。

まだ、高齢受給者証が届いていない方や届いた高齢受給者証に記載された内容に誤りなどがある場合には、生活健康課・町民室または総合支所・住民生活室までご連絡ください。

■国民健康保険について 生活健康課・町民室 ☎(56)2222 住民生活室 ☎(58)7070

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険税の納付をお忘れなく!!

- ▶国民健康保険について 生活健康課・町民室 ☎(56)2222 住民生活室 ☎(58)7070
- ▶国民健康保険税について 税務課 ☎(56)2223

今年度の国民健康保険事業に必要な予算は、10億5,150万円となります。その内、被保険者の皆さんがお医者さんなどにかかるための医療費分の予算が、約5億8,130万円、後期高齢者医療制度への支援金が1億1,695万円、40歳から64歳までの方が支払う介護納付金が約4,893万円となっています。

平成27年度の国民健康保険税率等については、過去3年の医療費が大きく伸びていないことなどから、保険税率等の改正は行いませんが、負担の公平化を目的として、国民健康保険税課税額の上限を、基礎課税額（医療分）及び

後期高齢者支援金等課税額で1万円、介護納付金課税額を2万円ずつ、それぞれ引き上げています。

また、所得の低い世帯に対する保険税軽減措置の対象となる軽減判定所得基準を前年度に引き続き改正し、5割軽減及び2割軽減を受ける世帯の対象を拡大しています。

平成27年度の国民健康保険税率等は以下の表のとおりとなりますので、皆様のご理解をお願いいたします。

また、皆様の健康を守るために、年に1回特定健診を受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

【1. 平成27年度国民健康保険税・税率表】

区 分		平成27年度 新しい税率等	平成26年度 今までの税率等	比 較
医療分	所得割 (A)	4.02%	4.02%	改正はありません
	資産割 (B)	16.70%	16.70%	改正はありません
	被保険者均等割 (C)	15,800円	15,800円	改正はありません
	世帯平等割 (D)	16,600円	16,600円	改正はありません
	賦課限度額	520,000円	510,000円	+ 10,000円
後期高齢者 支援金分	所得割 (A)	1.80%	1.80%	改正はありません
	資産割 (B)	7.95%	7.95%	改正はありません
	被保険者均等割 (C)	7,000円	7,000円	改正はありません
	世帯平等割 (D)	7,700円	7,700円	改正はありません
	賦課限度額	170,000円	160,000円	+ 10,000円
介護納付金分 (40～64歳)	所得割 (A)	2.05%	2.05%	改正はありません
	資産割 (B)	9.10%	9.10%	改正はありません
	被保険者均等割 (C)	10,200円	10,200円	改正はありません
	世帯平等割 (D)	8,100円	8,100円	改正はありません
	賦課限度額	160,000円	140,000円	+ 20,000円

皆さんの世帯の国民健康保険税は、上記の表の税率等により計算されます。算出の基礎となる金額などから計算して年間の国民健康保険税が決められます。

国民健康保険税の軽減を受けられる対象者の拡大を図るために、国民健康保険税の被保険者均等割額と世帯平等割額について、5割軽減及び2割軽減を受ける世帯の軽減判定所得が引き上げられました。改正された軽減判定所得の算定方法は以下のとおりです。※～部分が今回改正された部分です。

- 7割軽減基準額 ⇒ 今までと変更ありません。(所得金額が基礎控除額33万円を超えない場合)
- 変更** 5割軽減基準額 ⇒ 所得金額が【基礎控除額(33万円)+26万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)】で算出した額を超えない場合 ※～部分が「24.5万円」から「26万円」に改正されました。
- 変更** 2割軽減基準額 ⇒ 所得金額が【基礎控除額(33万円)+47万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)】で算出した額を超えない場合 ※～部分が「45万円」から「47万円」に改正

軽減の状況などは、加入世帯に送付される納税通知書をご覧ください。税務課（役場本庁）へお問い合わせください。

【2. 平成27年度国民健康保険事業会計予算（補正予算後）】

歳 入	金額 (千円)	歳 出	金額 (千円)
国民健康保険税	162,021	医療給付費等	581,301
国保支払準備基金	8,000	後期高齢者支援金	116,950
国・県支出金	203,762	介護納付金	48,939
交付金	348,807	その他支出(保健事業費など)	282,410
その他収入(基金積立金含む)	328,910	基金元金積立金	21,900
歳入合計	1,051,500	歳出合計	1,051,500